

第 10 号議案

豊後大野市緒方すこやかセンター条例の廃止について

豊後大野市緒方すこやかセンター条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市民病院のリハビリテーション機能の充実や病院機能の強化を図る等の理由により、豊後大野市緒方すこやかセンターの施設を移管するため廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市緒方すこやかセンター条例を廃止する条例

豊後大野市緒方すこやかセンター条例（平成 17 年豊後大野市条例第 161 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市保健センター等条例の一部改正）

- 2 豊後大野市保健センター等条例（平成 17 年豊後大野市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊後大野市保健センター条例

第 1 条中「豊後大野市保健センター等」を「豊後大野市保健センター」に、「「保健センター等」を「「保健センター」に改める。

第 2 条中「保健センター等」を「保健センター」に改め、同条の表緒方すこやかセンターの項を削る。

第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条中「保健センター等」を「保健センター」に改める。

（豊後大野市在宅介護支援センター条例の一部改正）

- 3 豊後大野市在宅介護支援センター条例（平成 17 年豊後大野市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

別表緒方在宅介護支援センターの項を削る。

（豊後大野市指定訪問介護事業所条例の一部改正）

- 4 豊後大野市指定訪問介護事業所条例（平成 17 年豊後大野市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ヘルパーステーションおがたの項を削る。

（豊後大野市指定通所介護事業所条例の一部改正）

- 5 豊後大野市指定通所介護事業所条例（平成 17 年豊後大野市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

別表デイサービスセンターアクリスの項を削る。